

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
(の中に含まれております)

2540号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>秋の湖畔から  
(撮影：澤地 弘氏・箱根町役場)

もくじ

情 随フ政活 活 活活政活  
 オ  
 ー  
 ラ  
 報 想ム策動 動 動動策動

政策レーダー  
 補助金改革案について関係大臣と意見交換  
 中央教育審議会国庫に負担を要する  
 石原副会長が18年度税制改正など要望  
 青木副会長が医療保険制度見直しを要請  
 地方六団体代表が新閣僚・自民党社会保障制度調査会医療委員会を訪問  
 平成18年度環境省予算概算要求重点施策などを説明  
 聴こえますか、ちっちゃん村のささやかな夢  
 半世紀の我が人生、振り返りて今思う  
 滋賀県町村会・豊郷町長 大野和三郎  
 (20)(18) (13)(10)(9)(8) (7) (5)(4)(2)

## 閑話休題

地域によっては、高齢化度が三割、四割というところが出てきているから、元気な高齢者が地域社会の担い手にならざるをえない。

むしろ、そのほうが元気を維持できる。やや乱暴に言えば、高齢者は、できるだけ医者にいかず、介護サービスも受けないほうが幸せなのである。医療保険料も介護保険料も支払い続け、しかし、「掛け捨て」であの世へ行くのが、高齢社会における高齢者のよりよき生き方である。

## 「閉じこもり防止の大切さ」

東京大学名誉教授 大森 彌

高齢化度は六五歳以上人口の比率で表されるが、七五歳以上の後期高齢者の比率がより重要である。介護の必要が高まるからである。高齢者施策の基本は健康寿命を延ばすことであることは分かっている。このたびの介護保険法の改正で新介護予防給付が創設されたのも、特に軽度者への介護給付が不適切であると、かえって身体機能の衰えが進んでしまうことが判明してきたからである。

介護保険を実施して分かったこと

との一つは、介護認定者の六割近くが「認知症（これまでの「痴呆症」）の症状をもっていることである。徐々に認知症の研究が進んできたが、その症状を悪化させない有効な実践的な工夫の一つが「閉じこもり防止」である。そのため、一日一回は外出し、一日三人以上と会話をすることが基本だそうである。

身体と脳の活性化のためには生活のし方が大切になる。実は、その基本は子育てと同じ「早寝・早起き・朝ご飯」なのではないだろうか。早起きして、光を浴びると身体も脳も目覚め、一日の活動の準備ができる。早起きのためには夜更かしは禁物である。昔から「早起きは三文の得」というが、その得とは、早起きして朝ご飯をゆつくりと噛んで食べることである。日本人の遺伝子はコメの飯を指示しているはずである。ふつくら炊き上がったご飯・薄塩で具沢山の味噌汁・薄塩のぬか漬、これが日本人の食の究極メニューではなからうか。

## ◎写真募集◎

本誌表紙に掲載の写真募集しています。  
 四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。  
 送り先：全国町村会・広報部

## 補助金改革案について関係大臣と意見交換



▷協議の場に出席した地方六団体代表。左が山本全国町村会長。

全国町村会をはじめ地方六団体の各代表は、10月26日午前首相官邸で開催された、「国と地方の協議の場」(第11回)に出席した。

本会からは、山本文男会長(福岡県添田町長)が出席した。今回の協議の場は、三位一体の改革の検討状況について、10月17日に関係大臣から補助金改革についての検討結果が提出されたのを受けて開催されたもの。政府側からは、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣の4大臣に加え、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣の計10名の閣僚が出席した。

山本会長からは、中山文部科学大臣(当時)に対し、中教審の答申が(審議経過報告の段階で地方の主張を採り入れた)両論併記だったのに、途中で変わったのはなぜかと発言、大臣からは地方側の委員が官邸の意向を引き合いに出したことに他の委員が反対したからだとする旨の回答があった。

このほか山本会長は、厚生労働省の補助金等について、地方に移した方が効果的なものがあると述べた。協議の場における意見交換の概要は次の通り。

## ●出席した関係大臣の発言概要●

会合の冒頭、細田内閣官房長官(当時)は、10月18日の閣僚懇談会において総理から十分各省調整して全力で取り組んでほしい旨の発言が

あったこと、また官房長官からも「各省の検討結果を見ると、今後政府・与党として一段と精力的な調整を行う必要がある、関係大臣におい

ては率先して、責任を持って取りまとめに協力するようお願いした」と発言した。

続いて、補助金改革に関係する各大臣が発言したが、主な内容は次の通り。

中山文部科学大臣(当時)からは、去る10月18日に中央教育審議会義務教育特別部会において、決定された「答申案」について説明がなされた。この中で中山前大臣は、義務教育費国庫負担制度や公立施設文教費等は、国の責任を堅持する上で極めて重要であり一般財源化することは適当でないなどと述べた。

尾辻厚生労働大臣(当時)は、生活保護費及び児童扶養手当に関する負担金の在り方に関し、現在地方団体関係者と協議中であり今後、見直しの考え方を取りまとうたいなどと述べた。

岩永農林水産大臣(当時)は、いわゆる「7つの交付金化」について税源移譲になじまないものが大半であるとして述べた。

このほか、中川経済産業大臣(当時)、北側国土交通大臣、小池環境大臣からそれぞれ補助金改革に関する説明があった。

## 活 動

▽協議の場に出席した関係大臣



## ● 地方六団体代表の発言概要 ●

### ○ 山本全国町村会長

山本全国町村会長は、文部科学大臣に対し、中教審が途中までは、(地方側の意見も採り入れた) 両論併記だったのに途中で変わったのはなぜかと質した。

これに対し文部科学大臣からは、当初鳥居中教審会長の素案では両論併記的なものだったが、六団体側が官邸から指示があったと言われたため有識者の委員が反発したなどとする説明がなされた。

また、山本会長は、厚生労働大臣に対し、今回地方が提案した改革案では、厚生労働省関係が最も多いが、それについて、生活保護費などを対象とするのではなく、中身を検討すれば地方に移した方が効率的なものもあるなどと述べた。

これに対し、厚生労働大臣からは、昨年から課題になっている生活保護費について、関係者協議会は大きな議論をするところであり、三位一体の改革は厚生労働省の案を出すとするなどと述べた。

### ○ 麻生全国知事会長

麻生全国知事会長(福岡県知事)は、昨年来、地方側が政府の要請に応え2度の補助金改革案をまとめた経緯を説明した。また、小泉総理大臣が地方案を尊重して改革を進めると明言していることなどに触れ、3兆円の税源移譲で残された6000億

円の税源移譲を進めなければ、三位一体の改革が進まなくなると述べた。

昨年、各省が個別補助金から交付金化したことについては、自由度が広がるものではなく、二重行政を排除する分権につながるものではないとし、税源移譲という形で対処するよう求めた。

さらに、生活保護費を対象とすることについては、地方の案を尊重するとする小泉総理大臣の意を引き合いに出しながら、何としても避けるべきだと主張した。

また、義務教育費国庫負担については、変化に対応できる多様な人材の育成のためにも、一般財源化により地方の教育力を活かすよう求めた。

### ○ 山出全国市長会長

山出全国市長会長(金沢市長)は、生活保護費における医療扶助を国民健康保険に取り組むという案について、医療扶助は措置の領域であり、保険とは論理の異なるものであると正当性がないなどと述べた。

### ○ 国松全国市議会議長会長

国松全国市議会議長会長(藤沢市議会議長)は、文部科学省が示している数字の中で、義務教育費国庫負担の堅持を求める意見書を市議会の3分の2が提出していることに関し、「いい加減な数字」とし、40%しか出していないと反論した。

## 【参考】

### 三位一体の改革の取りまとめについて

平成17年10月18日(火)

#### 関係懇談会内閣官房長官発言要旨

1、三位一体の改革については、「地方にできることは地方に」という方針の下、来年度までに確実に実現するべく、関係各大臣に全力で取り組んでいただくようお願いし、昨日17日に関係各大臣から、補助金改革についての検討結果を提出していただきました。

2、先般、私からは、政府・与党合意及び累次の基本方針を踏まえ、かつ、地方の改革案を真摯に受け止めて、地方自らの創意工夫と責任で政策が決められる幅が拡大する4兆円程度の補助金改革、3兆円規模を目標とした税源移譲の実現に向けた改革案の検討結果を提出いただくようお願いしたところですが、提出いただいた検討結果を見ると、今後、政府・与党として一段と精力的な調整を行う必要があると考えます。

3、引き続き、国と地方の協議の場等を通じて地方ともよく意見交換を行いつつ、改革の確実な実現に向けて精力的に取りまとめるべく必要がありますので、今週以降、関係大臣には、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣と個別に協議いただくことしたいと思います。関係大臣においては、率先して、責任を持って、リーダーシップを発揮して、取りまとめに御協力いただくようお願いいたします。



## 中央教育審議会

## 義務教育費国庫負担堅持を答申

## 地方六団体は直ちに抗議声明を発表

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、10月26日東京都内で総会を開き、『新しい時代の義務教育を創造する』（答申）（案）について審議した。答申は異例の多数決によって決定され、焦点となっていた義務教育費の国庫負担については、「今後とも維持されるべきである」とし、地方側が繰り返し主張していた一般財源化の可能性を否定する内容となった。

これを受け地方六団体会長は同日、答申を「到底承服しがたく、小泉総理大臣の強いリーダーシップの下、一般財源化を強く求める」ことなどを内容とする共同声明を発表した。

これまでの審議経過と地方六団体の共同声明及び答申（第1部総論へ抜粋）は次の通り。

## ◆これまでの審議経過

昨年11月の三位一体の改革に関する政府与党合意は、義務教育費国庫負担制度について、「その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。」としていた。

このため、中央教育審議会は本年2月に義務教育特別部会を設置し、答申までの間、41回の会議を開催し審議を行った。特別部会の発足に際しては、総会委員の参加枠を巡り、地方関係委員を2名までとする文部科学省側と都道府県、市、町村の代表3名の参加を主張する地方六団体

側とが対立した。調整の結果、地方側の主張どおり3名枠で決着。山本文男全国町村会長（福岡県添田町長）、石井正弘岡山県知事、増田昌三高松市長が総会及び特別部会の委員に就任した。

義務教育費の国庫負担についての審議は5月下旬から始まり、一般財源化を主張する地方六団体代表委員と、国庫負担制度の堅持を求めるその他の委員の意見が大きく対立した。

7月に入ると、「審議経過報告（その2）」について審議六団体委員は案文が示された段階で、地方側の主張を正確に反映するよう修正求めた。7月中旬に公表された、「審議経過報告（その2）」では、こうした状況を反映し、地方側にとって不十分な内容ながらも双方の考え方を並記する形式でまとめられた。

その後、10月中旬に示された答申

素案は、「総論」と「各論」の2部構成となっており、答申の中核を成す「総論」の結論部において、地方側の主張は全く採り入れられていない内容となっていた。

このため、本会の山本文男会長をはじめ六団体代表委員3名は、これまで主張してきた意見を反映する両論併記とするよう修正を強く求めた。しかし、再三にわたる地方側の主張にもかかわらず、特別部会は10月18日に「答申案」を、総会は同月26日に「答申」を決定した。

答申は、国庫負担制度について「優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである」と結論付け、地方六団体の主張を「合理性がなく、適当ではない」とした。

決定に際しては、特別部会、総会それぞれの会議で採決方法を巡り紛糾する場面もあったが、最終的に異例の多数決により採決された。

答申の決定を受け、地方六団体会長は連名で声明を発表、六団体の主張を少数意見として留保しなかったことについて「到底承服できない」とした。

義務教育費国庫負担制度については、去る7月19日、地方六団体がとりまとめ政府に提出した、「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」の中で、第1期改革における3兆円規模の税源移譲を確実なものとするため、義務教育費国庫負担金等の個別事項については、最終的に「国と地方の協議の場」での協議・決定を求めている。

## 活 動

▷山本全国町村会長



## ◆地方六団体◆

## 中央教育審議会の答申決定に対する声明



◁中山前文科相と鳥居中教審会長(右)

## 第一部 総論

## 〔答申〕新しい時代の義務教育を創造する〔抜粋〕

## (1) 義務教育の目的・理念

変革の時代であり、混迷の時代であり、国際競争の時代である。

このような時代だからこそ、一人一人の国民の人格形成と国家・社会の形成者の育成を担う義務教育の役割は重い。

国は、その責務として、義務教育の根幹 ①機会均等 ②水準確保 ③無償制 を保障し、国家・社会の存立基盤がいささかも揺らぐことのないようにしなければならない。(以下省略)

## (2) 新しい義務教育の姿

学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動など義務教育をめぐる状況には深刻なものがあふれ、公立学校に対する不満も少なくない。

我々の願いは、子どもたちがよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことである。

そのために、質の高い教師が教える学校、生き生きと活気あふれる学校を実現したい。

学校の教育力、すなわち「学校力」を強化し、「教師力」を強化し、それを通じて、子どもたちの「人間力」を豊かに育てることが改革の目標である。

庫負担金等の堅持に固執するあまり、我々地方六団体の主張を少数意見として留保しなかったこのような答申は文部科学大臣の諮問機関として公平・公正を旨とすべき中央教育審議会のあり方として、誠に遺憾であり、到底承服しがたいものである。

政府においては、小泉内閣総理大臣の強いリーダーシップの下、「地方の意見を尊重する」という方針を踏まえ、三位一体の改革を確実に実現するため、地方の改革案で提案している義務教育費国庫負担金等の税源移譲・一般財源化を決定されることを強く求めるものである。

我々は、義務教育における地方分権の確立を目指し、国民が強く求める教育の向上・活性化に全力を挙げ取り組む決意である。

ある。(以下省略)

## (3) 義務教育の構造改革

今こそ、義務教育の構造改革が必要である。

義務教育システムについて、①目標設定とその実現のための基盤整備を国の責任で行った上で、②市区町村・学校の権限と責任を拡大する分権改革を進めるとともに、③教育の結果の検証を国の責任で行い、義務教育の質を保证する構造に改革すべきである。(以下省略)

(4) 国、都道府県、市区町村の役割の明確化と協力関係の強化  
義務教育の中心的な担い手は、学校である。

国、都道府県、市区町村の協力で、学校を支えなければならない。

国は義務教育の根幹保障の責任を、また、都道府県は域内の広域調整の責任を十分に果たした上で、市区町村、学校が、義務教育の実施主体として、より大きな権限と責任を担うシステムに改革する必要がある。(以下省略)

(5) 義務教育の基盤整備の重要性  
義務教育を支える基盤整備は確固たるものでなければならない。

そのため財源措置を含め、国・都道府県・市区町村がそれぞれの役割と責任を果たすことが必要である。

とりわけ重要なのは教職員である。教育の成否は、資質能力を備えた教職員を確実に確保できるか否かにかかっている。

教職員の養成、配置、給与負担の在り方は、教育基盤の中で最も重要

## 政 策

なものである。(以下省略)

(6) 義務教育の費用負担の在り方  
義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。その上で、地方の裁量を拡大するための総額裁量制の一層の改善を求めたい。

教材購入費や図書購入費など教育環境整備に不可欠な経費も、その総額が確実に確保されるよう努める必要がある。

公立学校施設の整備についても、地方の自由度を拡大した上で国として目的を特定した財源を保障する必要がある。特に、子どもの生命の安全を守るため、耐震化は国が責任を持って推進すべきである。

○義務教育の経費の大半を占める教職員の確保と適正配置のため、昭和15年に義務教育費国庫負担法が成立しており、国と地方の共同により教職員給与費を負担している(終戦後の昭和25・27年度にシャープ勧告により一時的に廃止されたが、全国知事会からの要請もあり昭和28年度に復活。これにより、教職員給与費として都道府県が実際に支出した額の二分の一を国が負担することを通じて、教職員人件費の総額確保が果たされている。また、負担金の交付に当たって、地方の裁量を拡大する仕

組み(総額裁量制)も導入されている。○平成16年11月の政府・与党合意「三位一体の改革について」において、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策と、教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方の検討が、中央教育審議会に求められた。

○地方六団体は、義務教育費国庫負担金の全額を廃止し税源移譲の対象とすることを前提として、まず中学校分8500億円に係る負担金を移譲対象補助金とすることを求めている。一方、平成17年度には1044の市区町村(全国の市区町村の47%)の議会から義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書が提出されている(10月25日現在)。これは平成16年度から通算すると全国の市区町村の65%に達する。

中央教育審議会は、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する方針の下で、地方の意見を真摯に受け止め、費用負担についての地方案を活かす方策について審議を行った。

○地方六団体から推薦された委員(以下「地方六団体委員」という。)は、国が義務標準法や学習指導要領を定めた上で、税源移譲による一般財源化を行って、地方の自由度を拡大し、自らの責任と判断で義務教育を運営する方法が地方分権の観点から最も適切であるとの意見を述べた。しかし、多くの意見は、地方公共団体間の財政力格差や教育格差が生じることを懸念するものであった。税源移譲を行った場合、47の都道府県のうち40の道府県で義務教育費国庫負担金による配分額よりも税源移譲額が下回ることが推計されている。

○一方、義務教育の質の向上のためには、最も確実性・予見可能性の高い方法を選択すべきであり、そのためには義務教育に使途が特定された財源保障の制度、すなわち国庫負担制度が不可欠であるとの意見が多く出された。

○義務教育の主たる経費である教職員の給与を保障する方法としては①全額を国庫負担する制度、②現行の国庫負担制度のように国と地方が負担割合を法定し、それにより給与の全額が保障される制度、③全額一般財源化により、地方が全額を負担する制度、などが考えられる。

○義務教育の機会均等と水準の維持向上を図ることは国の存立に関わるもっとも重要な基本政策である。義務教育の成果は、一地方にとどまらず、国全体に関わるものであり、義務教育の経費はこの観点から考えられなければならない。また、教育の質の向上のためには、教職員が安心して職務に従事できる基盤の保障と強化が重要である。

○義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、現行の負担率二分の一の国庫負担制度は、教職員

給与費の優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。その上で、地方の裁量を拡大するための総額裁量制の一層の改善を求めたい。

○中学校に係る国庫負担金を対象から外すという考え方については、同じ義務教育である小学校と中学校の教職員の取扱いを分けることになり、合理性がなく、適当ではない。

○教材購入費や図書購入費など教育環境整備に不可欠な経費についても、国と地方の協力により、その総額が確実に確保されるよう努める必要がある。

○さらに、重要な教育基盤である公立学校施設の整備は、大きな地域間格差が生じてはならないものである。地方の自由度を拡大した上で国として目的を特定した財源を保障する必要がある。特に、子どもの生命の安全を守るため、耐震化は国が責任を持って推進すべきである。

○地方六団体が目指す教育の地方分権についての提案は、本答申を貫く一つの理念として十分尊重されている。学校や市区町村が、特色ある教育活動、柔軟な学級編制などを行い、それぞれの地域の伝統や独自の文化を生かし、個性ある多様な人材を育てることが重要である。それは、学校とその設置者である市区町村の裁量権限と自由度の拡大を進めることにより実現されるものである。義務教育費国庫負担金や公立学校施設整備費負担金等を通じ国がその財源を担保することが重要であると考ええる。



## 活 動



△意見を述べる石原副会長

## 自民党総務部会・地方行政調査会等合同会議

石原副会長が  
18年度税制改正などで要望

自由民主党の総務部会（大野松茂部会長、地方行政調査会（中馬弘毅会長・当時）、法務・自治関係団体委員会（平沢勝栄委員長）の合同会議が、10月27日党本部で開催され、全国町村会など地方六団体等の代表者から平成18年度税制改正等について要望が行われた。本会からは、石原 収副会長（香川県三木町長）が出席し、三位一体の改革、地方交付税の確保、固定資産税、入湯税、ゴルフ場利用税等にかかる税制改正などについて要望を行った。

## 石原副会長発言要旨

## ▼三位一体の改革について

三位一体の改革については、私も地方六団体が提出した改革案を真摯に受け止めていただき、国庫補助金改革と税源移譲ならびに地方交付税措置を一体として実現していただくようお願いしたい。

## ▼地方交付税について

1、そこで、町村の立場から特に地方交付税について、発言をさせていただきます。

ご承知のとおり、町村の大半は農

山漁村地域であり、人口も少なく、税源に乏しい。

私どもとしても、3兆円の税源移譲は是非とも実現しなければならなと思っていますが、税源移譲の効果十分に及ばない地方団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行っていただくよう、強くお願い申し上げます。

2、地方交付税が無駄な支出を助長しているということも言われている。申すまでもなく、地方交付税は地方の固有財源であり、一般財源である。私ども町村としては、それぞれ血のにじむような行革努力を行っていることに對し、正當に評価

していただきたい。

また、過去における地方歳出の増加は、国の要請に基づく景気対策や福祉施策の充実等が大きな要因であることも十分論議していただきたい。

3、地方交付税については、財源保障・財源調整の両機能を一体的に堅持・強化し、全体としても、個別の地方公共団体においても、その所要額を必ず確保していただくよう、強くお願いする。

## ▼税制改正について

税制改正については3点申し上げる。

まず、固定資産税は、平成15年度の町村税収では1兆4、432億円と全体の54%を占め、安定性に富む、町村財政における基幹的税目であります。平成18年度は評価替えの年であるが、その安定的確保が図られるよう、特に配慮をお願いしたい。

次に、「入湯税」については、観光振興に要する費用等、使途が決められているが、温泉観光地の所在する町村にとって貴重な財源となっており、現行制度を堅持していただくようお願いする。

最後に、ゴルフ場利用税については、都道府県税であるが、収入額の10分の7が市町村に交付され、山林原野の多い町村の地域振興を図る上で、貴重な財源となっているので、現行制度を堅持していただくようお願いしたい。



△意見を述べる青木副会長

## 自民党社会保障制度調査会医療委員会

青木副会長が  
医療保険制度改革で意見

## 青木副会長発言要旨

## ●医療制度の基本的方向について

我々、市町村保険者は、給付の平等と負担の公平を図るためかねてから医療保険制度の一本化を主張してきた。一本に統合することにより、保険運営の広域化による、保険基盤の強化並びに負担と給付の統一化が図られることになる。

現時点において、黒字を維持している保険者の多くも数年のうちに、赤字に陥ると推測される。

政府は平成15年3月、「医療保険制度の基本方針」について閣議決定した。その中では、「保険者の自立性・自主性を尊重した上で、医療保険制度を通じて給付の平等、負担の公平を図り、医療保険の一元化を目指す。」とされていたが、今回の試案では、「医療制度の一元化」といった表現はなされていない。

## ●都道府県単位を基本とした保険者の再編・統合

国保保険者について、高額医療費共同事業の拡充が示されているが、

自由民主党の社会保障制度調査会医療委員会（鈴木俊一委員長）は、11月1日、党本部で会合を開き、医療制度改革について、全国町村会をはじめ全国知事会、全国市長会からヒアリングを行った。今回の会合は、去る10月19日厚生労働省が公表した「医療制度構造改革試案」について三団体と意見交換を行うため開催されたもの。本会からは、青木國太郎副会長（東京都日の出町長）が出席し、改革試案の内容等について町村の立場から意見を述べた。

今後の都道府県単位を軸とした再編・統合について、その位置づけを明確にし、早急に具体的な内容を明らかにしていただきたい。都道府県単位に分割し、運営することとなる政管健保を国保と一体化し、更には組合健保等も含めて最終的には国レベルに一本化すべきではないか。

## ●国保財政基盤の確立について

国保の財政状況等を見ると、平成15年度の法定分の一般会計繰入金7、132億円と併せて、法定外負担（繰入金）として、3、831億円もの巨額が投入されているにもかかわらず、実質単年度収支は3、865億円の赤字を計上している。

このように毎年多額の法定外繰入を行っていても、保険者の六割余が赤字運営となっている現状を考察すると、もはや、国保制度は破綻している状況にあるのではないか。

また、近年、失業者の増加により所得のない加入者が増加し、保険料未納者の増加に繋がっており、収納率が低下すれば、制度を維持するためにも、穴の開いた不足分を市町村が一般会計より、更に補填せざるを得ない悪循環が生じている。

一般会計から、法定外の繰入金を投入することは、本来、市町村が行うべき他の事業に予算が回らず、各種の福祉施策及び行政サービス等を阻害することに直結する。

このことは、国保加入者のみならず、間接的には他の被用者保険加入者を含めた、全住民が国保の負担をするにもなる。

## ●高齢者医療制度について

今回の試案には、後期高齢者医療保険（保険リスクの高い75歳以上だけを一括りに被保険者とする）を創設し、市町村が運営主体となるといった内容が書かれているが、現在でさえ厳しい財政状況にある市町村が、具体的な内容が明らかでなく将来にわたる財政影響もはっきりしない新たな制度の運営主体を担うことは到底容認できない。

## ●終わりに

医療保険制度は国民に直結する重大問題である。

しかしながら、医療保険財政は各制度とも崩壊の危機にあり、残念ながら国保も既に破綻状況で、現状のまま持続するほどの体力は残っておらずもはや一刻の猶予もない。

今回示された医療制度構造改革試案をたたき台とし、国民的な議論として進めてゆく際には、只今申し上げましたことも含め、我々町村の意見を十分反映したものとしていただきたい。



## 活 動

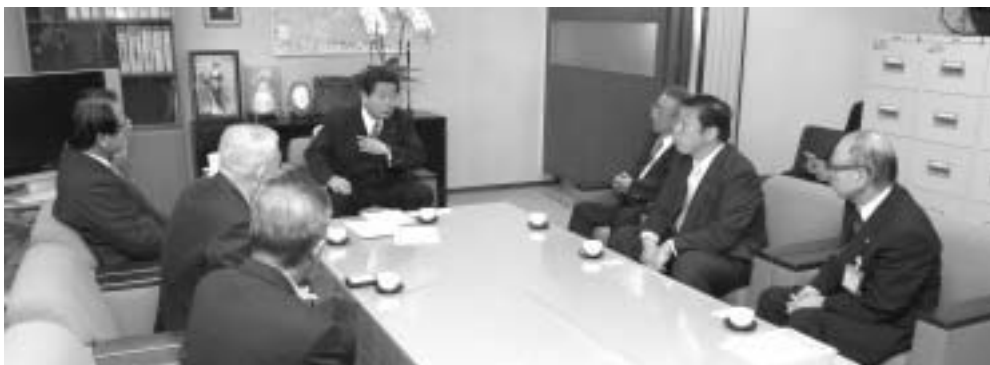
▷竹中総務大臣と六団体代表。  
左から二人目が山本全国町村会長



▷谷垣財務大臣と六団体代表。  
左が山本全国町村会長



▷中川自民党政務調査会長と六団体代表。右が青木全国町村会副会長



▷与謝野経済財政政策担当大臣と六団体代表。左が青木全国町村会副会長



# 地方六団体代表が 新閣僚・自民党役員などを訪問

地方六団体の代表は、先の内閣改造及び自由民主党役員人事等を受け、11月2日と7日の2日間に分けて関係新閣僚及び自由民主党政務調査会長らを訪ね、地方が提案している補助金改革等の実行など三位一体の改革の実現を要請した。

本会からは、山本文男会長（福岡県添田町長）、青木國太郎副会長（東京都日の出町長）が参加し、次の関係新閣僚及び自由民主党役員に要請活動を行った。

〔主非要請先〕安倍内閣官房長官、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、与謝野経済財政政策担当大臣、中川自民党政務調査会長、甘利自民党政務調査会長代理ほか。

環境省

平成18年度予算概算要求重点施策

〔解説〕

## 京都議定書、3R対策に重点

— 13.1%増の2645億円 —

環境省の平成18年度予算概算要求額は、前年度比13・1%増の2645億円となった。内訳は、一般政策経費が11・7%増の983億円、その他施設費が20・2%増の25億円、石油特別会計は5・3%増の251億円。

重点施策は、「京都議定書の削減約束達成と地球環境保全に向けたリーダーシップ」と銘打った地球温暖化対策のほか、廃棄物の発生抑制(リデュース)、資源の再使用(リユース)、再生使用(リサイクル)の「3R」推進と不法投棄の撲滅」などを柱に据えたのが特徴。

## ▼「ソーラー大作戦」を展開

京都議定書対策では、太陽光発電を強力に推進する「ソーラー大作戦」(四三億円)を展開する。この事業では、太陽光発電システムを導入した家庭に、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)削減量に応じた助成を行う「ソーラーマレージクラブ」を創設する。

同クラブでは、まず太陽光発電使用前のCO<sub>2</sub>排出量を各戸で算定してもらい、設備を自費で購入してもらった。太陽光発電の省エネ効果と節電努力で排出量を減らせば、その量に応じて助成金を3年間支給する。事業は自治体などで構成する地域協議会を通じて実施。一協議会の参加家庭を20戸程度とし、18年度は数10協議会での実施を目指す。住宅向けの補助は、経済産業省の事業が17年度で終了するため、環境省が引

き継いで実施することにした。

このほか作戦では、大規模宅地開発で太陽光発電を導入しようとする事業者らに設備導入補助を行う「街区まるごとCO<sub>2</sub>20%削減事業」も展開。一度に数100戸単位で太陽光発電にすることができる宅地開発のチャンスをとらえる。大規模事業所向けには「メガワットソーラー共同利用モデル事業」も展開。地域で「メガワット級の大規模太陽光発電の施設を導入し、公共施設などに電力を供給する事業所に補助する。

一方、議定書の目標を確実に達成させる一環として、「京都メカニズムクレジット取得事業交付金」(42億円)を実施する。今年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、国内対策に最大限努力してもなお足りないと思われる分が、約束期間の2008―12年で約1億ト

ン生じると計算。政府はその分を他国での温室効果ガス削減事業で得た削減分を自国の削減分にカウントできるとする国際ルール「京都メカニズム」のクレジットで賄う方針だ。しかし削減プロジェクトは個々の企業が行うため、政府にクレジットを移転しなければ、日本の削減分にならない。そこで同省は、経産省とともに外部機関を活用してクレジットを取得できる制度を立ち上げることにした。経産省は同一事業に50億円を計上しており、計九二億円でスタートさせる。

一方、地球温暖化防止に向けた大規模国民運動として、17年度と同額の30億円を計上。6月の環境月間を中心にテレビ、新聞、ラジオなどを使った大型キャンペーンを行うもので、夏の軽装「クールビズ」や、過剰包装見直しなどを集中的にPRする。

国際的な温暖化対策では、「気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費」として四億円を計上。干ばつや水害、食糧難といった地球温暖化の影響は、途上国に現われやすいが、温暖化の監視体制が整っていない。そこで事業では、温暖化がアジア太平洋地域の発展途上国に及ぼす影響のほか、その対策を探るため各国の政府機関や研究者と協力し、人工衛星や最新機器を使って温暖化影響の観測や気候変動の影響予測などを行う。

## 政 策

## ▼単独浄化槽の撤去にも交付金

3Rなど循環型社会の構築では、ごみ処理施設や浄化槽整備費などの廃棄物処理施設整備費補助金を、16・4%増の1255億円要求した。この中には17年度に創設した、「循環型社会形成推進交付金」が550億円含まれている。

今回の要求で同省は、浄化槽整備事業の充実を重点に置いている。同省はし尿も生活排水も処理できる合併処理浄化槽の設置を推進しており、その設置費用は交付対象になっているが、し尿しか処理できない単独処理浄化槽と交換する際、撤去費用は交付対象になっていなかった。合併浄化槽の設置は思うように進まず、15年度段階で全国に置かれている浄化槽のうち、合併浄化槽は全体の25%とまりで、残る75%は単独浄化槽だ。同省が単独浄化槽の年間平均撤去数から試算したところ、すべて撤去されるまで約27年もかかるという。そこで同省は、撤去額10万円を限度に、その3分の1を交付できるように要望した。

一方、ペットボトルやトレーなどのリサイクルを促す「容器包装リサイクル法」が18年通常国会で改正される見通しであることを受け、「容器包装に関する3R推進事業費」(9000万円)を要求。容器包装ごみを減らす画期的な努力を行っている小売店や容器包装メーカーを表彰す

る制度を創設する。また、地域の商店街におけるレジ袋削減といった容器包装削減モデル事業も展開する。

不法投棄対策では、不法投棄早期対応システム整備費に4900万円を計上。地方環境対策調査官事務所による不法投棄の監視はこれまで専用端末を使っており、使い勝手が悪かったが、これをインターネットや携帯電話を使った新システムに更新。監視体制の強化と機動性の確保を図る。

このほか、「クリアランス(規制除外)廃棄物管理システム整備費」として5400万円を要求。クリアランス廃棄物とは、原子力発電施設の解体に伴って発生する廃棄物のうち放射線レベルが極めて低く、安全上の問題がないものこと。クリアランス廃棄物は原子炉等規正法の改正で一般の産業廃棄物と同じ扱いになり、18年度初頭から排出が見込まれるが、管理システムを構築して処理業者や住民の理解を得るとともに、不測の事態に備える。

管理システムでは、どのような廃棄物が生じたかなどの情報を、解体する電力事業者が経済産業省などを通じてデータベースに登録。データベースには産廃業者の情報やマニフェスト(産廃管理票)の記載情報なども入れる。

## ▼2050年の超長期ビジョン

総合環境政策局関係では、環境政

策の超長期ビジョンの策定経費として3700万円を要求した。政府は、環境政策の方向を示す指針として、期間5年の「環境基本計画」を、ほぼ5年おきに策定している。しかし、地球温暖化問題など、放置すれば後の世代につけが回る課題の解決を迫られていることから、2050年の地球や日本の環境を見据えた初の超長期ビジョンを作る必要があると判断した。

18年度は、日本の高齢化や世界的な人口問題、アジア諸国の経済成長といった社会経済の動向から、50年の環境や持続可能な社会の将来像を検討。19年度に超長期ビジョンをとりまとめる。

また、「企業の社会的責任(CSR)に基づく地域環境パートナーシップ促進事業」(3700万円)も新たに実施。欧米で広まったCSRは、日本でも広まりつつあり、環境保全や人権保護などの取り組みを盛り込んだ報告書を公表する例が増えているが、中小企業に浸透していないのが実情。そこで事業では地方環境事務所が中心となって、環境問題への取り組みを進める地方の中小企業を発掘して事例集を作成、表彰制度も創設する。

このほか、小中学校の校舎をエコ改修することで、環境教育もつなげるモデル事業に15億4500万円を計上。17年度から10校程度の予算で始めた事業だが、18年度は継続分に

加え、新たに五校程度を指定する。

## ▼知床に世界遺産センター

自然環境局関連では、今年7月に知床(北海道)が世界自然遺産に登録されたことを受け、調査研究施設「知床世界遺産センター」(仮称)を整備。18年度は計画策定費3500万円を盛り込み、19年度の着工を目指す。センターでは、知床の気候や流水、動物などの自然環境や利用者数などの調査を実施する。

知床関係ではほかに、「知床世界自然遺産地域における保全・共生推進調査費」(6500万円)を計上。知床半島と周辺海域の生態系を把握する「海と森の生きもの調査」などを行う。

また、国立公園での現地管理体制を強化するため17年度に創設した「アクティブ・レンジャー」制度を充実させるため、3億1500万円を要求。アクティブ・レンジャーは、年々業務内容が増えているレンジャーを助けるため、自然保護地域内のパトロールや自然解説などの現地業務を行う非常勤職員。17年度は60名を雇用したが、18年度はさらに40人程度を雇い、合計100人程度にする方針だ。

一方、国立公園を軸とした地域活性化を推進するため、「広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業」(4200万円)を展開。まず国で国立公園運営の基本



## 政 策

的考え方などを示した指針「国立公園の新たな運営戦略」を策定。その後各公園レベルで、学識経験者や地元自治体、利用者代表らによる「国立公園戦略的運営協議会」（仮称）を設置し、公園ごとのプログラムを策定してもらう。

動物関連では、「特定外来生物防除等推進事業費」を、前年度比22%増の4億5400万円計上。特定外来生物法が17年6月に施行されたのを受け、19年度は奄美大島や沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物を食べるジャワマングースの完全排除を目指す。また環境省レッドリストに掲載されている希少種が生息する地域でのオオクチバス（ブラックバス）の防除事業も行う。

## ▼打ち水でヒートアイランド対策

大気 水質汚染対策などを進める水・大気環境局の関係では、都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象への対策として、「クールシティ推進事業」（3億8000万円）を実施。モデル地域を指定した上で、都市の地下にパイプで流れている水路の一部を地表に出す工事などを行い、水がもたらす冷熱効果を狙う。また、地下の湧き水を地表にまく「打ち水」を行う際、地下水の水質などに影響を及ぼさないか、評価を行う。

このほかの同局関係では、「水環境保全施策枠組み再構築事業」（1億

6500万円）を展開。わが国は河川や湖沼などの水質環境基準として、「生物化学的酸素要求量」（BOD）や「化学的酸素要求量」（COD）を用いている。しかしこれらの指標は国民が実感しづらいとの指摘がされている。同省は3年間かけて、代表的な特性を有する水域をモデル指定し、環境基準の生活環境項目の見直しに向けた検討を行う。

また、市街地にある工場跡地などで土壌汚染状況の自主調査や対策を行う例が増えているため、優良な調査事業者らの評価ガイドラインの策定作業も実施。2000万円を盛り込んだ。

環境保健部関係では、18年5月に水俣病の公式確認から50年の節目を迎えるほか、16年10月に国の責任を認める水俣病関西訴訟最高裁判決が出たことを受け、水俣病対策を充実強化。前年度比約64%増の27億6000万円を計上した。母親の胎内で水俣病となった胎児性患者の支援策も本格化させる。

## ▼アスベスト対策に3億円

大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場（兵庫県尼崎市）の周辺住民が肺がんの一種「中皮腫」にかかった事件から社会問題に発展したアスベスト（石綿）への対策では、計3億円を要求。17年度から始めている一般環境大気中のアスベスト濃度のモニタリングを継続して行うほか、

アスベスト廃棄物を適正処理できる新たな処理技術を確認させるための検討調査も行う。

このほか、一般環境経路によるアスベスト暴露の健康影響調査も実施。現在同省は兵庫県と共同で過去3年間に悪性中皮腫で死亡した人の遺族らに居住歴や職歴などの追跡調査を行っている。しかし石綿被害を懸念する声の広がりを受け、兵庫での調査結果を踏まえた同様の事業を他地域でも行う必要があると判断した。

同省は、全国の保健所に寄せられている相談件数や人口動態統計による死者数、発がん性が高い青石綿の使用工場周辺などを中心に、調査地域を選定する。

また対策では、①石綿測定濃度が瞬時に分かる測定方法②建物解体時に石綿が飛散しないような技術の開発を支援するため、環境技術開発等推進費（競争的資金2億円）を計上。民間企業などから研究課題を公募し、優秀な提案に費用援助する。

（時事通信社 渡部裕子）

## ●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、ハガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください☆年間一部千五百円☆料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください☆〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

## 新刊紹介

「友と生きた人生

努力と感謝

京都府園部町長

野中二三・著

野中二三  
常任理事（京都府園部町長）が  
このたび「友  
と生きた人生  
努力と感謝」  
と題する書籍  
を刊行した。

園部町が今  
春発足50周年  
を迎え、また



18年1月には4町で合併するのを機に、「区切りの年に人生を振り返る」との思いから刊行されたもの。

内容は4分冊で構成され、自身の生い立ち、町長就任から今日まで、町政や京都府町村会長としての活動など、地方自治の発展に打ち込んだ足跡が紹介されている。

野中町長の先進性、創造性に富んだ多岐にわたる取組はつとに有名であるが、その内容の紹介とともに、一つひとつの取組に込められた思いが綴られており、地域振興を考える際の視点やヒントを与えてくれる。

❖問い合わせ 園部町総務課

☎0771(63)5000

sounmu@smg.town.sonobe.kyoto.jp

## フォーラム

## ●町村独自の地域振興事例紹介●

## 現地レポート

# 聴こえますか ちっちゃな村のささやかな夢

▶平成10年開館・駅舎に併設した舟橋村立図書館



△日曜のあさ・絵本コーナーでちっちゃなお話し会



富山県

ふな はし むら  
**舟橋村**

## ▼コンパクトな村全体がコミュニティゾーン

役場、小学校、中学校、保育所、図書館等の公共機関が村中心部に集中し、村内どこから歩いても約15分

の愛着と考えられる。

明治22年市町村制が制定されて以来、行政区域の変更がなく現在に至っている。小さな村が独立独立の歩みを経てこられたのも、先人たちのためまぬ努力と限らない村への愛着と考えられる。

## ▼はじめに

舟橋村は、富山平野のほぼ中央に位置し、東西1320m、南北2460m、面積3・47kmと県下で一番小さな村。(2006年4月1日には、北陸三県で唯一の村となる見込み) 北アルプス立山連峰に源を発する常願寺川によって形成された扇状地帯で、豊かな水と肥沃な土壌で育つコシヒカリは、「アルプス米」としてブランド化され好評を得ている。



## フォーラム

＜パーク＆ライド方式採用で増加し、乗降客で活気づくホーム＞



で利用できる抜群のレイアウト。富山市中心へは電車で約10分、車で約20分、国道八号及び北陸自動車道立山ICへ、それぞれ5分でアクセスできる地理的条件が、村の最大のセールスポイント。また、「Bフレツ」と「CATV」が村内全域をカバーし、「行政エリア全域が光で結ばれた快適環境」も魅力の一つ。すべての住民に「いつでも」へどこでもの環境を提供している。

人口も、平成に入ってから急増し、2003年調査で人口増加率（+7・1％）、転入率（9・9％）共に県内一位。老年人口の割合は県内最下位、逆に年少人口割合は県内最高と元気のある村となっている。

### 生まれ変わった駅周辺

○パークアンドライドが賑わいに貢献

車社会が進むにつれ地方の公共交

通機関は窮地に追い込まれた。村内を通る私鉄・富山地方鉄道「舟橋駅」もマイカーの普及とともに、乗降客が減り寂れる一方であった。

「駅＝「村の顔」として賑わいを取り戻したい」と取り組みしたが、駅舎整備と駐車場の確保であった。前者は、村立図書館と一体となった複合施設、後者は、250台収容の駐車場いわゆるパーク＆ライド方式として整備され、駅周辺は一新された。

朝7時を過ぎると、駅南側の駐車場に車が集まり始め、地下道から続くホームは会社員のあいさつで活気づく。そして8時には駐車場はほぼ満車となる。1993年の開設時には60台のスペースしかなかったが、村内外の利用者で満車状態が続き、数次にわたる拡張を行い、現在は250台分を確保している。利用上の規制がなく、無料で開放されていることも利用増の一因と思われる。舟橋駅乗降客数は、駐車場設置を境に増加に転じ着実に伸び続けている。

地元紙にも「パーク＆ライド方式の採用で新規利用者が誘発された」と、報道され最近では、昼間時も含め一時間当りの停車本数が約4本となり、時刻表を気にせず利用できる運行体制が確立された。一方利用者側からも「渋滞なしで通勤できる」「村外者でも利用で助かる」「無料が一番うれしい」などの声が聞かれ、それらの感謝の気持ちから有志による清掃活動が行われるようになった。現在では利用者の自発的な活動と

＜朝になると満車状態＞



して、グループ制で駐車場とホームの清掃が行われ、従来から駅舎周辺の美化活動している地元団体と新たな交流が生まれた。

### 駅に併設された図書館

○開館までのあゆみ

1981年公民館の一室に、毎週土曜日午後のみ開館の村立図書館が開設された。だが、蔵書数も少なく利用者数もごくわずかで1982年度の年間の貸出冊数325冊と、村民の満足できるものではなかった。

そんな中、第二次舟橋村総合計画に図書館建設計画が盛り込まれ、各地の図書館の事例調査や視察など、建設に向けた検討が重ねられ、全国的にも珍しい駅と図書館が合体した複合施設として1996年9月着工。1998年4月オープン。約6億円を投じて建設。当時の村の予算が約10億円であったことを考える

と、図書館に対する村の期待の大きさが伺える。

○舟橋村立図書館基本コンセプト

村教育委員会は、1994年生涯学習の中心施設である「舟橋会館」の開館後すぐに、新図書館の準備を開始。図書館の目指す未来像は、滞在型・情報の発信地・広域サービスであり、そのためには一定水準以上の施設整備と、適正な職員配置、そして、インパクトのある立地条件が必要との結論に達した。

①滞在型図書館

・講座や催し物などの事業実施時以外、個人としての利用がほとんどできない社会教育施設と違い、開館している間、誰でも自由に好きな時間に利用できるという図書館の特徴を生かし、ゆったりとした施設の中で心ゆくまで読書やビデオ、音楽などを楽しめる施設とする。一階フロアは床暖房を取り入れる。

②情報発信基地としての図書館

・氾濫する情報の中から、真に価値ある資料を収集・整理し、迅速に利用者へ提供できるようにする。また村内関連新聞記事の切り抜きや村広報の開架など、村に関する情報の発信基地としての役割の一翼を担う。

③鉄道を武器とした広域サービス

・村民はかりでなく、地鉄沿線（富山地方鉄道）の自治体住民にも広く開放された図書館として、開館時間にも配慮。通勤通学者が帰宅途中時間を気にせず利用できるよう夜7時まで開館。又、土・日には、小さなお子さんをわざわざ電車に乗せ来館



## フォーラム

## ▷恒例行事・お月見コンサート



する利用形態も生まれた。車を利用する親子連れは、土日使用頻度の少ないパーク&ライド駐車場を利用。図書館専用駐車場がいらず、一石二鳥の効果も生まれている。

○サービスの実際

①暮らしに役立つ本や雑誌を豊富に提供

・新刊の読物・実用書・教養書のほか、雑誌も百タイトルあまりを揃える。勿論、貸出もできるが、ソファアでゆったりと読書が楽しめる。

②子供の夢と希望を育む資料センター

・絵本・読物などを中心に、読書を楽しむ空間作りを大切にしている。また、学校との連携を深め、学校図書館の資料センターとしての役割も果たしている。村内の小・中学校は図書館と数分の距離にあり、学年集

図、またはグループでの図書館利用が活発。

③親子が楽しめるマンガを収集・提供

・大人も子供も共に楽しみ、親子で語り合える評価の定まったものを収集。所蔵数は約5800冊(2005年9月末)。床暖の効いたフロアに座りながら読書する親子の姿はいへん微笑ましい。

④音と映像を楽しむ場を提供

・ビデオ・CDブースを設け、一人で楽しむことは勿論、グループでも利用できる。

⑤インターネット端末・蔵書検索端末を設置し最新の情報を提供

・館内蔵書検索用端末2台、インターネット端末3台、児童用端末4台を設置している。

⑥地域コミュニケーションの場を提供

・各種会合や、個展など申出があれば、会場を無料で提供し村民が交流を深める場となっている。

⑦おはなし会などを開催し幼児・児童へのサービスに努める

・図書館ボランティア(イソップの会)による月1回の「おはなし会」をはじめ、職員が小学校や子育てサロン、乳幼児健診会場へ出向き、絵本の紹介、読み語りなどを行う「でまえおはなし会」、中学1年生、小学1年生を図書館に招待する「学級招待」など、子供と本をつなぐために、また、図書館の利用を促すために積極的に活動を展開。

⑧各種イベントの充実

・4月1日の開館記念日に実施する人形劇、9月のお月見コンサート、おとなのためのおはなし会、外国絵本の読み語り会など、いずれも沢山の参加者があり図書館行事として定着。

⑨県内図書館のネットワーク化の積極的利用

・資料の借用や、レファレンスサービスに関する援助など、県立図書館及び近隣図書館からの支援を受け利用者へのサービスに努める。

○図書館の今後の課題

「わが村の図書館」として、資料・情報の迅速な提供は勿論のこと、人口増に伴いますますます多様化している住民ニーズに対応するため、住民と協働できる仕組みづくりが急務であると同時に、これまで以上に交流の



## ▷砂を使った手法を伝授してもらう絵画教室

場としての役割も担っていかねばならない。

## ▶「わが村」本町の住みよさは

村の面積347ha、村の隅々まで視野に入る程よいスケール。あつちで楽しいこと、こつちで悲しいことが判るこのコンパクトなスケールこそ住民が求める自治と思われる。図書館事業を始め、様々な場で交流の輪が広がっている。転入まもない方によると「田園風景が好きで毎朝散歩しているが、小学生の元気のいい挨拶で気持ちが晴々する」「このちっちゃな村に五つもの公共トイレが完備されているとは驚き」との話。

村のめざすところは「日々の暮らしをより快適に《かゆいところに手が届くようなサービスの提供》である。

村財政は、極めて厳しい状況ではあるが、ひとりひとりの気持ちを大切に、よりよき地域づくりをめざし今後も行政、住民ともたゆまぬ努力が求められている。

(図書館司書係長 高野良子)

## ●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、ハガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください☆年間一部千五百円☆料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください☆〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

# 「森林セラピー®基地」 「森林ウォーキングロード」 (セラピーロード®)

## —第2期募集—

森林セラピー実行委員会事務局  
(社)国土緑化推進機構

「森林セラピー®」とは、森の自然が彩なす風景や香り、音色や肌触りなど、森のいのちや力を感じることによって、私たちの心身に元氣を取り戻させようとするものです。

近年、国民の健康への関心が高まる中、森の癒し効果を活かし、健康増進やリハビリテーションに役立てる「森林療法(森林セラピー)」も注目されています。今までも、森はストレス解消などの効用があるため、「森林浴」として多くの人々に親しまれてきました。

森の癒やし効果を健康増進やリハビリテーションに役立てる森林セラピーを実践するためには、森林医学のエビデンスにもついた効能ある森林整備と継続・発展性のある地域社会づくりを推進しなければなりません。



ブナの里山こみち  
(長野県飯山市)



信越トンネル  
(長野県飯山市)

せん。

このため、へ森林セラピー®基地やへ森林ウォーキングロード(セラピーロード®)を、フィールド生理実験等により審査・認定することとし、全国に森林セラピー®基地のネットワークを広げ、それぞれの連携により、森林セラピー®の全国的な展開を進めることとしました。

応募要領等をご希望の方は、森林セラピーポータルサイト(<http://foestherapy.jp>)よりダウンロードして下さい。

記

### 1、公募対象

へ森林ウォーキングロード(セラピーロード®)、あるいはへ森林セラピー®基地

### 2、募集期間

平成17年11月10日～

平成18年1月31日(必着)

### 3、募集対象団体等(申請者の要件)

一定距離のウォーキングロード及び一定面積の森林がある自治体、民間企業、団体、およびこれらの共同体等(なお、審査ではフィールド生理実験等を行います。これにかかる費用は申請者負担となります。)

### 4、審査方法とスケジュール

・平成18年2月～3月…審査委員会による一次審査

・平成18年3月…専門家チームによるヒヤリング

・平成18年4月…専門家チームによるフィールド生理実験等

・平成19年3月…審査委員会による二次審査

・平成19年4月…認定の決定

### 5、問い合わせ先

●森林セラピー実行委員会事務局  
・社団法人 国土緑化推進機構内  
〒102-0009 3  
東京都千代田区平河町2-7-5  
砂防会館2階

TEL…03-3262-8451  
FAX…03-3264-3974

HP: <http://forest-therapy.jp/>  
E-Mail: [therapy@green.or.jp](mailto:therapy@green.or.jp)

電話 03-3561-1261

## 第12回「都市問題」公開講座

—参加者募集—

『都市問題』公開講座は、(財)東京市政調査会の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから、時宜に合ったテーマを選び開催しています。

第12回は次のとおり、「自治体はみずからリストラできるか」をテーマとして開催いたします。多数の方々のご参加をお待ちしております。

### 1、テーマ

自治体はみずからリストラできるか

### 2、日時

平成18年1月28日(土)

13:30～16:30

### 3、場所

日本プレスセンター10階ホール  
〒100-0001 1

東京都千代田区内幸町2-2-1

### 4、内容

〈基調講演〉

草野忠義氏(連合 前事務局長  
パネリスト)

・パネリスト…

北沢 栄氏(ジャーナリスト・  
東北公益文科大学大学院教授)

君島一宇氏(自治労本部  
副中央執行委員長)

関 淳一氏(大阪市 前市長)

山崎重孝氏(総務省 合併推進課長)

・コーディネーター…

新藤宗幸氏(千葉大学教授)

5、参加費 無料

6、参加申込み

東京市政調査会ホームページからお申し込み下さい。

http://www.tim.or.jp

7、申込期限

平成18年1月20日(金)

※満席となり次第受付を終了しますので、お早めにお申し込み下さい。

お問い合わせ

東京市政調査会 研究室

電話 03-3561-1261

## 情 報

▷整備された魚道付近で遊ぶ子供たち



「オオサンショウウオのいる川」  
大口川水辺施設  
オオサンショウウオ人工巣穴  
広島県山県郡北広島町旧豊平町  
自然豊かな中国山地に位置する北

今号では平成16年度に設置した水辺施設の活用状況の一例をご紹介します。また、平成18年度の水辺施設の募集案内は11月28日号の町村週報にてお知らせする予定です。

当センターでは、水辺空間の整備に関する調査研究、技術開発、情報提供等を行っています。これら事業の一環として、日本宝くじ協会の助成を受け、水辺にあずまや等の「アミニティ施設」やビオトープ等の「自然環境向上施設」を整備し、当該市町村へ寄贈する「水辺施設の設置事業」を行っています。

うるおいのある水辺空間の形成に向けて  
(水辺施設の活動状況の報告 財団法人リバーフロント整備センター)

広島町の志路原地区は、人とオオサンショウウオが共生しています。そこに流れる大口川に、平成16年度「水辺施設の設置事業」により、オオサンショウウオのための人工巣穴と魚道が設置されました。

オオサンショウウオは、国の特別天然記念物で、地元住人からはハンザキとも呼ばれて親しまれています。オオサンショウウオの人工巣穴は全国的にも珍しく、平成17年には見事、人工巣穴での繁殖を確認しました。人工巣穴はメンテナンスが重要で、巣穴内の砂の除去や周囲の草刈をしないと機能を維持できなくなります。そのため、以前から保護・研究活動を続けている安佐動物公園と地元住民とで一緒になって維持管理をしています。

オオサンショウウオに関わるイベントの参加者は子供から高齢者まで幅広く、地元だけではなく離れた地域から来られる方もおり、地域の活性化にも繋がっています。また、オオサンショウウオのための魚道は子供たちの格好の遊び場となっています。ふるさとの川にはオオサンショウウオがのびのびと生活し、子供たちはその川で遊び成長していく。オオサンショウウオの保護活動で、異なる世代、異なる地域の人々がつながっていく。設置された施設を基に、人と自然の共生できる環境を広げていきます。

効果的な保健事業の推進をサポートする

Source Management  
MEDI-QOL

基本健診後の要指導者に対する

## 個別指導業務受託サービス



行動変容を実現するためには、  
高いコミュニケーション能力が必要です。

- 要指導者(ハイリスク群)に対する個別指導業務の受託
- 国保ヘルスアップ事業の支援業務受託

プログラムの流れ (終了時には、詳細な定性・定量レポートを提出いたします)

基本健診

ハイリスク群の選定

個別生活習慣  
改善支援プログラム

(個別面談3回 + 血液検査)

当社受託部分

効果の評価・報告

お問い合わせ先



株式会社メディクオール

東京都品川区大崎1-11-1-22F

TEL:03-3779-8839

FAX:03-3779-9362

当社は、専門的な再教育を受けた保健師・管理栄養士等による個別面談と、行動心理学に基づいた生活習慣改善支援プログラムにより、対象者の行動変容を実現し、将来的な医療費削減効果を定量的に検証いたします。



## 随 想

■半世紀の我が人生、  
振り返りて今思う随  
想滋賀県町村会 議長  
大野 和 三 郎  
（大野 和 三 郎 氏）

豊郷町は滋賀県の東部に位置し歴史的に見ると、中山道の高宮宿と愛知川宿のちょうど中間にある街道町です。その中山道を中心に町並は、東西に広がりを見せています。また、華やかで陽気な歌と踊りの「江州音頭」の発祥地として有名な町です。このような歴史溢れる素晴らしい町に、私は昭和30年11月30日、父 善作、母 さな、の五男として大字大町に生まれました。

私の私は政治には全く関心がなくまた携わる気も毛頭ありませんでした。

幼少の頃は、体もあり丈夫でなく、末っ子ということもあって、甘えん坊で人見知りをするほどシャイでありました。そんな幼少時の昭和36年3月、父が豊郷村議会議員選挙に出馬し初当選を果たしました。これが政治との最初の出合いとなるわけですが、そんな家庭環境にありながらも、当時

中学生時代には、手に職をつけて立派な商人になる夢を抱き、卒業後、大阪、京都、和歌山方面に精肉店の職人の見習いとして5年足らずを過ごしていましたが、昭和50年の春に、父が滋賀県町村議会議長の会長に就任し、家業の畜産業を母一人の細腕で経営することが困難となり、その年の秋に家業の手伝いをする事になりました。

そんな中、昭和53年1月に父が急逝し、家業を放り出して県外で商売をすることも叶わなくなり、家業に専念していましたが、周囲からの支援や励ましもあって、昭和55年4月に大町区長に就任し、さらに昭和56年3月の豊郷町

議会議員選挙では弱冠25歳で初当選させていただきました。当選させていただいた頃は、1期4年だけ全うできれば政治をやめるつもりでありました。それは、もともと政治を志したのではなく、父の歩んだ17年間に及ぶ実績を辿るといった気持ちが強くなったからであります。

そのような私の人生の岐路となったのが、昭和58年秋の豊郷町議会の解散であり、政治が商売かという今後の歩むべき道について熟慮に熟慮を重ね、政治の世界に身を置く決意を固めました。

爾来、地域住民の皆さんの暖かいご支援のもと5期18年余り議会議員として活動させていただき、この間には、はからずも父が就任した町村議会議長の会長職も経験させていただき、政治的な視野を大いに広めることができたところであります。

この間の貴重な経験と周囲の暖かい励ましを礎に、平成11年11月に行われた町長選挙に初挑戦し、多くの町民の皆様からのご支持とご支援のお陰で当選させていただきました。今日に至っておりますが、その道程は平坦なものではありませんでした。

それは、全国版の新聞やテレビニュースでも大きく取り上げられましたので、ご記憶の方もおられ

## 国際保護法制セミナー

## ―開催のご案内―

市町村アカデミー（市町村職員中央研修所）では、明年1月10日、11日の両日、「国民保護法制と自治体の対応」をテーマに、下記のとおり、臨時セミナーを開催します。いわゆる国民保護法に基づき、市町村は、住民の避難や救援、訓練等に関する国民保護計画を平成18年度を目的に作成し、武力攻撃事態等に備えることとされています。

そこで、市町村アカデミーでは、国民保護のしくみと自治体の役割、市町村計画作成のポイントと具体的な対応等をテーマに2日間の臨時セミナーを実施することとしました。

多くの市町村職員の皆様のご参加をお待ちしています。

1. 日時 平成18年1月10日（火）14:13～4:00  
1月11日（水）14:13～4:00

2. 場所 市町村アカデミー

3. 日程 ○1月10日（火）  
○1月11日（水）

「国際テロの脅威と国民保護制度」  
前内閣危機管理監 杉田 和博氏  
「国民保護のしくみと自治体の役割」  
総務省消防庁国民保護室長 青木 信之氏

○1月11日（水）  
事例紹介（レクチャー＆フォーラム）  
鳥取県及び三朝町の事例  
・福井県の事例

「市町村計画作成のポイントと具体的な対応」  
総務省消防庁国民保護運用室長 大森 丈義氏

4. 募集人員 市町村職員 100名  
5. 申込み 12月9日（金）までに、参加申込書（市町村アカデミーホームページからもダウンロード可）により、郵送・FAX・メールで申し込みください。

6. 参加費 7,000円（概算）  
（宿泊費、食費等を含む）

（申込み・照会先）  
市町村アカデミー（市町村職員中央研修所）  
〒261-1002 千葉県美浜区浜田1丁目1番

電話 043（276）3126  
FAX 043（276）5251

（研修部）  
メール tti@jamp.gr.jp  
ホームページ http://www.jamp.gr.jp

〒261-1002 千葉県美浜区浜田1丁目1番

電話 043（276）3126

FAX 043（276）5251

（研修部）

メール tti@jamp.gr.jp

ホームページ http://www.jamp.gr.jp

## 随 想

ると思いますが、私が、豊郷小学校の施設整備について、改築するという方針を打ち出したことに対し、平成14年11月頃から現校舎の保存改修を訴える反対住民からリコール運動が展開され、翌年3月9日にリコールが成立したことであります。

リコール成立を受けて開いた記者会見では、マスコミ各社から選挙に出馬されますか、又、豊郷小学校は改修が改築かという質問が相次ぎましたが、私は、小学校は6歳から12歳までの子どもたちが生活する施設であり、今日の教育ニーズに応えられる安全快適で利便性の高い施設を提供することが豊郷の大人としての責任であり、町民の皆様の理解と支持を得られると確信している旨を答え、出直し選挙に出馬し、再選を果たすことができました。

政治は、住民福祉の向上を図るために様々な政策を行うことではありますが、最も大切なことは誰が行うのかではなく、何を行うかということでもあります。従って、教育、福祉、産業などの具体的な政策を町民の皆様に示して、然る後に確実にしっかりと具現化していくことが重要であると思います。

政治に身を置くものとして、自分に嘘をつかないことが肝要であり、常に肝に銘じて日々精進いた

しております。

日々多忙な中であって、自身身の時間を持つことが困難な状況にあります。中国の歴史小説や司馬遼太郎の著書を愛読し、健康保持を図るため、可能な限りプールに足を運んでおり、食事では動物性たんぱく質の摂取を控え、生野菜を多く摂ることを心がけております。

今年11月30日で50歳を迎えることとなり、これまでの人生を振り返って見ますと、苦しいこと、しんどいことなど多々ありましたが、幾多の災いから難を逃れられたことを考えると、先祖、父母の積み重ねていただいた徳が、私から災いを遠ざけてくれたのではないかと思います。

私自身、2男1女の父親であり、公僕であっても、また将来政治の世界から身を引く時がきましても、将来我が子どもたちに災いが降りかからないよう、そうした徳を一つひとつ積み重ねて参りたいと日々念じております。

これから何年間公僕としての仕事に携わることになるかわかりませんが、「自分に嘘をつかない、自分の気持ちに正直に生きる」、この姿勢だけは貫き通し、まじめに一所懸命一度だけの人生を完全燃焼したいと思っております。

# 一緒に、 みんなのための 街づくり。



星井 七瀬

地方公共団体に低利・長期の資金を供給し、地域づくりのお手伝いをしています。

<http://www.jfm.go.jp/>

公営企業金融公庫

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 障害者自立支援法成立

## ―厚生労働省―

平成17年10月31日、第163回特別国会衆議院本会議において、障害者自立支援法が成立した。新しい障害者自立支援制度の概要は①これまでの支援費制度には無かった精神障害者に対する福祉サービスが加えられ、身体障害・知的障害とあわせて、障害の種類にかかわらずサービスの提供主体が市町村に一元化される。②身体障害者福祉法、児童福祉法及び精神保健福祉法に規定されている公費負担医療が制度の中で一元的に実施される。③障害福祉サービスの利用者負担はこれまでの応能負担からサービス量に応じた定率負担が導入され、給付を多く受ける者と少なく受ける者の負担の公平性が確保される。(原則1割負担)④在宅サービスの国庫負担が裁量的経費から義務的経費になる。⑤サービス供給量の目安として障害区分を定めることとし、審査・判定を行う審査会を各市町村に設置する。市町村は障害認定区分の認定及び支給要否決定を行うための調査を指定相談支援事業者に委託することができる。等となっている。

今後、年内を目標に障害程度区分等については、障害それぞれの特殊性を超えて、客観的公平な共通の尺度をどのように設定するのか、社会保障審議会障害者部会等の議論も踏まえ、決定することとしている。

## 全国観光地所在町村協議会総会を開催

全国観光地所在町村協議会(会長・福井良盟・奈良県吉野町長・会員町村数・319町村)は、11月29日に総会を開催する。

同協議会は昭和41年設立され、観光地所在町村の税財政基盤の強化を図るとともに、消防施設・環境衛生施設をはじめとする公共施設等の整備を促進するなど、観光所在地町村の振興・発展を期することを目的に活動を行っている。

総会は、地方分権の推進を踏まえ、会員町村における財政基盤の強化をはかるとともに、消防・環境衛生施設等の整備を推進し、地域住民および観光客にとって、魅力ある地域社会の構築の実現を目的に会員町村長及び担当町村職員を対象に開催される。

総会では、来賓として荒井正吾・参議院議員が臨席することとなっており、また、国土交通省・都市・地域整備局・都市計画課景観室長の東潔室長から、景観法に基づいた地域の取組み等についての講演を聴取する。その後、「平成18年度観光地対策関係府予算及び施策に対する要望」を決議し、大会終了後に国土交通省をはじめ、関係国会議員に対し、要請活動を行うことになっている。

なお、同要望では、観光振興施策の促進、入湯税の堅持やゴルフ場利用税の堅持等、税財源の充実強化等を求めている。

経営所得安定対策等  
大綱 決 ま る

農水省は10月27日、19年産からの政策導入に向けた経営所得安定対策等大綱を決めた。

この中で、品目横断的経営安定対策は、全農家を対象にしてきた品目ごとの価格政策から、担い手の経営に着目した所得政策に転換するもので、支援の対象となる「担い手」は、認定農業者のほか経理を一元化した法人化の計画など経営主体としての実態がある集落営農とした。集落営農では、地域の3分の2以上の農用地を集積する目標設定が基本要件となるが、当面は2分の1以上に緩和する。規模要件は、都府県の個別経営で4ha、北海道で10ha以上の認定農業者と20ha以上の集落営農組織に設定する一方で、規模拡大が難しい中山間や離島、住宅混在地域などには特例を設け、小規模農家も担い手になる道を開いた。対象品目は、諸外国との生産条件格差を埋める生産条件格差是正対策は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴しよで、収入の変動による影響緩和対策には、これに米が加わる。

この他、経営安定対策と一体で進める米の生産調整支援策の見直しでは地域で転作などに取り組む産地づくり対策や、担い手以外の米の価格を一部補てんする稲作所得基盤確保対策を一本化する大枠を設定した。また、農地や農業用水路を地域で保全する活動や、まとまりをもった減農薬農業等への取組に助成するといった環境保全対策も盛り込んだ。農水省は、今後、新制度の周知・徹底に努め、来年の通常国会に関係法案を提出するとしている。